

市民会議報告

2019年8月1日(木)

藤田 裕 (55期) ●Yutaka Fujita
当会副会長

中村 仁志 (55期) ●Hitoshi Nakamura
当会副会長

1 市民会議とは

当会では、会務運営に関して市民の皆様の理解を促進するとともに、広く意見を反映するために、2004年から年3～4回程度で市民会議を開催しています。市民会議のメンバーは、報道機関（読売新聞、フジテレビ）、大学教授、税理士、社会保険労務士、NPO、都議会議員、会社役員など、各分野から参加していただいております。

令和元年度第1回目となる市民会議（2019年8月1日開催）では、「キャッシュレス化問題に成年年齢引き下げをからめて」、「民事訴訟手続きをより利用しやすくするために～現状の確認と問題点の改善に向けて～」のテーマで意見交換を行い、活発に議論していただきました。

2 キャッシュレス化問題に成年年齢引き下げをからめて

近時、電子マネーといった情報通信技術を活用した支払手段が利用されるなどキャッシュレス決済は簡易・迅速になっており、経済界が推進している状況にあること及びそれを推進するために法規制を緩和する動きがあり、これに対する懸念を説明しました。本年5月17日、当会では「クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明」を出し、2008年の割

賦販売法を改正して法的義務としたクレジット過剰与信規制につきこれを緩和することに反対しました。規制を緩和することにより、再び多重債務者が増加すること等を懸念しての会長声明でしたが、それに加えて2022年4月に施行される民法改正をもって成年年齢が18歳に引き下げられることにより若年者の多重債務の増加も危惧されるところであり、その点も含め市民委員に説明しました。

市民委員から寄せられた意見としては、規制を緩和することにより若い人の投資チャンスが広がるのではないかと、簡易・迅速な決済は社会の要請であり、反対するだけでは説得力がないのではないかと、といった意見がありました。これに対し、規制を緩和することなく簡易・迅速な決済は可能であり、業界の簡便性のみで規制を緩和することは弊害をもたらすことになる等の話をしました。

3 民事訴訟手続きをより利用しやすくするために

後半では、民事訴訟を使いやすいものにするにはどうしたら良いか、ということを中心に、市民の方と議論しました。

まず、民事訴訟のここ数年の件数の推移について説明しました。2006年に最高裁判決が出て、2009年頃に過払い金訴訟がピークを迎え、民事訴訟件数が全国では24万件という数にのぼっていましたが、次第に過払い金訴訟は激減し、ここ数年は15万件あたりで微減となっています。

次に、民事訴訟で要する期間について説明しました。平均審理期間が2年を超える件数

は、1989年頃は2万5000件ほどあったところ、民事訴訟法が改正された1996年頃から急激に減少し、2006年頃は6000件程度となりました。その後若干増加し、2017年においては8000件程度となっています。この増加傾向は、近年の訴訟が複雑化、多様化したことにより、裁判官の訴訟における事実関係の把握や、争点整理に時間がかかっていることが原因と思われます。

更に、弁護士数が増加していることについて説明しました。2000年に約1万7000人程度であったところ、2018年には約4万人となっており、18年で弁護士数が2倍以上となっていること、それに比較して弁護士の民事訴訟における選任状況はほぼ変化がないことなどを説明しました。

民事訴訟件数を増加させる要素として、権利義務に関する情報が行き渡っていること、司法アクセスが拡充されていること、権利救済が十分であることが挙げられ、逆に、民事訴訟が敬遠される理由としては、審理期間の長さ、弁護士費用が高いこと、回収可能性が低いことといったことが挙げられるのではないか、という点を指摘させていただきました。

当然ながら審理期間が長くなれば長くなるほど、回収のための経費がかかるわけで、そういった経費を考えた場合に、訴訟提起は控えるという心理が働くものと考えられます。

また、日本においては訴訟において弁護士が必須ではないとはいえ、きちんと訴訟対応しようとするに弁護士への依頼又は弁護士によるサポートが不可欠になると考えられます。弁護士費用が高額であれば、訴訟してまで解決しようという意欲は失われてしまいます。

弁護士費用と関連して、回収可能性も重要な問題であり、勝訴したのに回収できないとなれば、絵に描いた餅となり、やはり訴訟を

する意欲は削がれることから、現在民事執行法が改正され、財産開示制度やそれに伴う罰則の強化などを紹介しました。

市民の方からは、弁護士へのアクセスに問題があるとの指摘がありました。具体的には、東京においても、どこにどういった弁護士がいて、どのように弁護士にアクセスすれば良いか、その弁護士が良いかどうか、どういった方法で知ることが出来るのか、という質問がなされたことから、弁護士アポを紹介し、また、弁護士との相性もあるので弁護士の説明を聞いてから依頼するかどうかを判断するのが良いのではないかと、といった話をしました。

また、弁護士費用についても、市民の皆様から、弁護士費用がいくらかかるか分からない、高いというイメージがあってなかなか相談にも行けない、といった指摘がありました。

これに対しては、行政での無料相談や、法テラスでの相談についてご紹介しました。また、交通事故以外の分野においても広がりつつある弁護士費用保険（LAC）の法律相談を紹介しました。

このように、市民の皆様から、忌憚のないご意見をいただき、改めて弁護士費用や市民とのアクセスについて考え直す貴重な機会となり、より市民に身近な弁護士としてどのような体勢を作っていくべきかという点について今後の検討課題となりました。

4 終わりに

今回の市民会議では、以上2つのテーマについて様々な角度から検討しました。市民会議の委員の先生方、ご協力ありがとうございました。

